

【資料（3）】

障害者総合支援電子請求に係るよくある質問（FAQ集）

和歌山県国民健康保険団体連合会

**障害者総合支援電子請求に係る**

# **よくある質問（FAQ集）**

---

和歌山県国民健康保険団体連合会

平成31年3月26日

# 目次

---

1 全体スケジュール（例：平成31年4月サービス提供分）	1
2 請求受付	
（1）システムにログインできない	2
（2）パスワードを忘れてしまった	3
（3）IDがロックされた	4
（4）請求情報を取り下げしたい	5
（5）簡易入力ソフト等の操作方法が分からない	6
3 通知文書取得	
（1）過去に取得した通知文書が消去されている	7
（2）返戻理由が分かりません	8
4 代理人による請求	
（1）代理請求は、どのような場合に利用するのか	18
（2）代理人によるインターネット請求を開始したい	20

# 1 全体スケジュール

【例：平成31年4月サービス提供分】

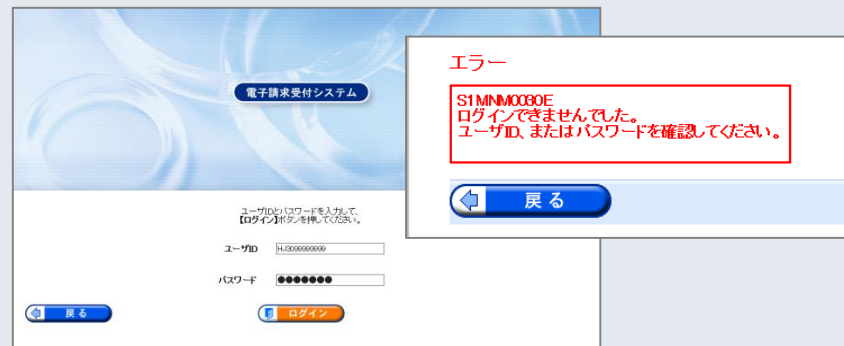
※平成30年4月サービス提供分より国保連合会において、一次審査が始まりました。

平成31年5月		6月	
1～10日	11～30日	1日	14日
請求受付	審査	通知文書取得	支払処理
<p>毎月、1～10日に請求を行います。請求情報の作成・送信を行うことができます。</p> <p>※受付期間中は24時間請求することができます。ただし、締切日10日は、<b>午後11時59分まで</b>となります。</p> <p>※受付期間中には請求の取り下げを行うことができます。</p>	<p>請求情報について、国保連での一次審査後、市町村等にて二次審査を行います。</p>	<p>電子請求受付システムに接続して通知文書を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 支払決定額通知書</li><li>• 支払決定額内訳書</li><li>• 返戻等一覧表</li><li>• 支払決定増減表</li><li>• 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ</li></ul>	<p>障害福祉サービス費等の振込日となります。</p> <p>※振込時間は、銀行によって異なります。</p>

# 2 請求受付

## (1) システムにログインできない

**Q 1** 障害者総合支援電子請求受付システムにログインできない。(新規事業所)



**A 1** 「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されているユーザIDと(仮)パスワード(パスワードを変更した後は、変更後のパスワード)が正しく入力されているか確認してください。

また、ログイン時に使用するパスワードにはセキュリティ上、180日の有効期限が設定されており、期限が切れた際には、パスワードの変更が必ず必要になります。

# 2 請求受付

## (2) パスワードを忘れてしまった

**Q2** 変更したパスワードを忘れてしまったが  
どうすればよいか。



**A2** まずは、変更したパスワードを正しく入力しているか、確認してください。間違いやすい操作としては、以下が挙げられます。

1. 大文字/小文字 の区別
2. 全角/半角 の区別
3. スペースが入力されている（コピーして貼り付けを行った場合、可能性があります）

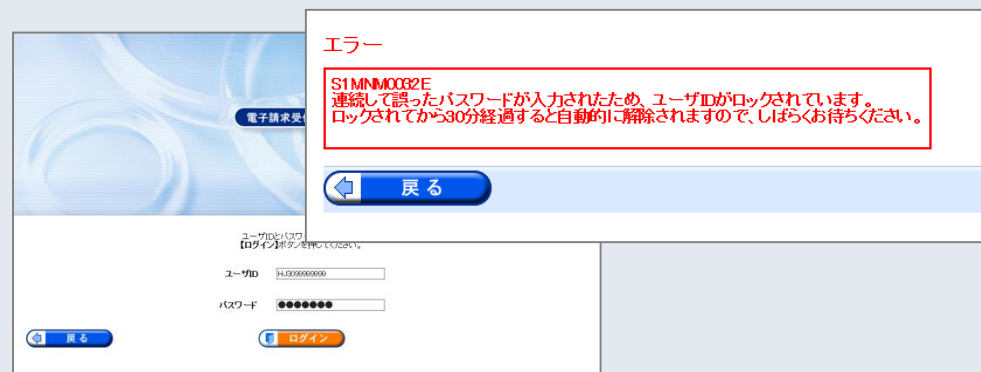
それでもログインできない場合は、国保連合会へお問い合わせください

⇒ ☎073-427-4670

# 2 請求受付

## (3) IDがロックされた

**Q3** IDがロックされました。  
どうすれば解除できるの  
でしょうか。



**A3** 約30分程でロックが解除されますので、しばらくお待ち  
ください。

パスワードは大文字と小文字を区別しますので、正確に入力  
してください。

# 2 請求受付

## (4) 請求情報を取り下げしたい

**Q4** 送信した請求情報に不備があったので、請求情報を取り下げたい。

**A4** 請求受付期間内（1～10日まで）であれば、電子請求受付システムから請求情報の取下げ依頼を行うことができます。



① 《メインメニュー》より「照会一覧ボタン」をクリックします。

② 【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の「詳細ボタン」をクリックします。

③ 【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、「取下げボタン」をクリックします。その後、次の画面で「送信ボタン」をクリックします。



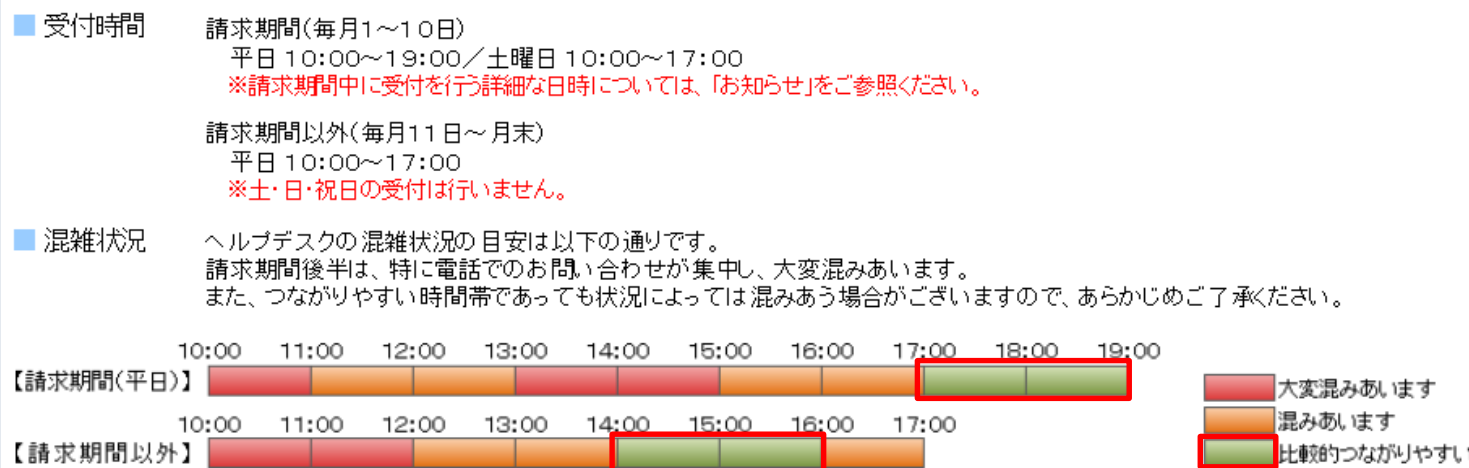
# 2 請求受付

## (5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない

**Q5** 国保中央会提供の簡易入力ソフト・取込送信ソフトの操作方法が分からない。

**A5** お手数ですが、障害者総合支援電子請求ヘルプデスクへお問い合わせください。

**障害者総合支援電子請求ヘルプデスク** 【☎ 0570-059-403】



# 3 通知文書取得

## (1) 過去に取得した通知文書が消去されている

**Q 1** 過去に取得した通知文書（処遇改善加算総額のお知らせ等）が電子請求受付システムから消去されている。

**A 1** 通知文書の保管期間は、すべての通知文書を取得し、状況が[完了]となってから3カ月となります。

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
1311111111	請求事業所A	2009/01	○	-	到達済	詳細
1311111111	請求事業所A	2008/12	○	○	完了	詳細
1311111111	請求事業所A	2008/11	○	-		詳細
1311111111	請求事業所A	2008/10	○	-	エラー	詳細

【完了】 請求の翌月に国保連合会より通知される通知文書をすべて取得した状態

【到達済】 請求情報が国保連合会に正常に到達し、通知文書をすべて取得する前の状態

毎月、通知文書をダウンロードし、所定フォルダ等に保存することをお勧めいたします。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

**Q2** 返戻等一覧表をダウンロードしたのですが、なぜ返戻になったのか分かりません。

**A 2** 以下に発生件数が多いエラーコードと次ページ以降エラーの詳細について記載します。

障害者エラー発生件数

No	情報種別	点検区分	エラーコード
1	請求明細書	資格	ED01
2	請求明細書	資格	EG03
3	請求明細書	受付	EC01
4	請求明細書	資格	EG02
5	請求明細書	資格	EG13

障害児エラー発生件数

No	情報種別	点検区分	エラーコード
1	障害児相談支援	資格	ED02
2	請求明細書 (通所・入所)	資格	EG13
3	請求明細書 (通所・入所)	資格	EN21
4	請求明細書 (通所・入所)	資格	EN24
5	請求明細書 (通所・入所)	資格	ED01

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードED01：該当の請求情報は既に支払確定済です。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(居宅介護、行動援護、施設訪問介護、施設障害者等包括ケア、児童デイサービス、短期入所、居宅介護一時見守り、居宅介護支援、居宅介護支援、居宅介護支援、居宅介護支援、居宅介護支援)

市町村番号 991111 平成 22 年 4 月分  
 請求者番号 9900000001  
 事業所番号 9910011111  
 事業所名称 [A事業所]  
 事業所番号とその事業所の名称  
 地域区分 特別区  
 就労継続支援A型事業所長と鍼灸治療実施 無し

利用者負担上限額 平成 22 年 4 月 0 円  
 就労継続支援A型給付対象者 無し

利用者負担上限額 事業所番号 9910011111  
 管理事業所 事業所名称 [A事業所] 管理標準 1 管理標準額 24,600

サービス種別  
 2 2 生活介護 2 2 生活介護 3 2 施設入所支援 3 2  
 3 2 生活介護 3 2 生活介護 3 2 施設入所支援 3 2

サービス内容  
 生活介護 1 0 2 111 1,299 2 0 25,980  
 生活介護運営安定化 2 990 1 0 2 0 2,000  
 介護移行時運営安定化 2 991 1 0 2 0 2,000  
 施設入所 1 0 3 111 4 0 3 0 12,000  
 施設移行時運営安定化 3 991 1 0 3 0 2,000

介護給付費等明細書(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	...
2010.02	991111	9910011111	9900000001	...
2010.03	991111	9910011111	9900000001	...

## 【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

## 【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。  
 すでに処理された請求情報について修正を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから、請求情報を送信してください。市町村と過誤・再請求する月を調整してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEG03：資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

例) 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(原簿介護、行動援護、重症訪問介護、重症障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 991111 事業年度 2010年 4月期

施設番号 990000001 指定事業所番号 991001111

支給決定障害者種別 区分 障害者種別 A事業所  
支給決定に係る施設名称 地域区分 特別区  
施設種別 就労継続支援A型事業所自給給付措置施設 無 し

利用者台帳(上限月数) 2 4 6 0 0 就労継続支援A型施設利用者数 無

利用者台帳上限額 指定事業所番号 991001111  
管理事業所 事業所名称 入事業所 管理経費 1 管理経費率 2 4 6 0 0

サービス種別	区分	年度	月	日	単位	数量	サービス単位数	標準
生活介護	1 6	222111	1	29	2 0	25,980		標準
生介事業運営安定化	229990		1 0 0	2 0		2,000		
生介移行運営安定化	229991		1 0 0	2 0		2,000		
施設入所	1 6	322111	4 0 0	3 0		12,000		
施設移行運営安定化	329991		1 0 0	3 0		3,000		

受給者台帳(支給決定)

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分
991111	990000001	221000	2010.04.01	1:新規

訂正年月日 訂正区分 証記載市町村番号 決定支給期間(開始年月日) 決定支給期間(終了年月日) ...

— — 991111 2010.04.01 2013.03.31 ...

介護給付費等明細書情報(契約情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	...
2010.04	991111	994001111	990000001	221000	...

## 【エラー原因】

介護給付費明細書情報(契約情報)に入力されている決定サービスコードが、受給者台帳に登録されていません。

## 【対処方法】

介護給付費明細書情報(契約情報)の決定サービスコードを確認してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコード E C 0 1 : 受付 : 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

例) 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検でエラー)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
 (居宅介護、行動訓練、高度訪問介護、高度障害者等包括ケア、児童デイサービス、短期入居、短期入所、自立生活、自立生活支援、自立生活相談、自立生活訓練、自立生活相談、自立生活訓練)

申請者番号: 09011111  
 事業者番号: 09000001

施設名称: 介護老人保健施設(介護老人保健施設)

利用者番号: 01000001

利用期間: 2021年04月01日 ~ 2021年04月30日

サービス種別	サービスコード	単位数	単価	金額	サービス種別	サービスコード	単位数	単価	金額
居宅介護	222111	1.294	2.0	25.88					
社会福祉士	229999	1.0	2.0	2.00					
介護士	229999	1.0	2.0	2.00					
介護士	229999	1.0	2.0	2.00					
介護士	229999	1.0	2.0	2.00					

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
 (居宅介護、行動訓練、高度訪問介護、高度障害者等包括ケア、児童デイサービス、短期入居、短期入所、自立生活、自立生活支援、自立生活相談、自立生活訓練、自立生活相談、自立生活訓練)

申請者番号: 09011111  
 事業者番号: 09000001

施設名称: 介護老人保健施設(介護老人保健施設)

利用者番号: 01000001

利用期間: 2021年04月01日 ~ 2021年04月30日

サービス種別	サービスコード	単位数	単価	金額	サービス種別	サービスコード	単位数	単価	金額
居宅介護	222111	1.294	2.0	25.88					
社会福祉士	229999	1.0	2.0	2.00					
介護士	229999	1.0	2.0	2.00					
介護士	229999	1.0	2.0	2.00					
介護士	229999	1.0	2.0	2.00					

### 【エラー原因】

同月内に同一請求情報が複数送信されています。

### 【対処方法】

同月に同一の請求情報を複数送信していないか確認してください。  
 同月内で最初に送信された請求情報を登録しますので、取消したい場合は、電子請求受付システムより請求の取り下げを行ってから再送して下さい。

# 3 通知文書取得

(2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEG02：資格：受給者台帳にサービス提供年月日で有効な受給者の認定情報が登録されていません

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(認定介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、居宅サービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 991111 年度 2 2 年 4 月 30 日

受給者証番号 9900000001

認定決定機関番号 9900000001

利用者負担上限額 ① 2 4 . 6 0 0 ② 就労継続支援A型実施対象者 無 し

指定事業所番号 9910011111

事業所名称 人事室所 管理結果 1 1 管理結果額 2 4 . 6 0 0

サービス内訳	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	課税
生活介護 1 6	222111	1.296	2 0	2 5 . 9 8 0	
社会事業運営安定化	229690	1 0 0	2 0	2 . 0 0 0	
介護移行運営安定化	229691	1 0 0	2 0	2 . 0 0 0	
施設入所 1 6	322111	4 0 0	3 0	1 2 . 0 0 0	
施設移行運営安定化	329691	1 0 0	3 0	3 . 0 0 0	

サービス提供期間 2 2 生活介護 2 2 生活介護 3 2 施設入所支援 3 2 施設入所支援 合計

サービス提供日数 2 0 日 2 0 日 3 0 日 3 0 日 4 0 日

単位数総額 1 0 . 7 3 6 課税額 2 7 . 9 8 0

受給者台帳(基本)

市町村番号	受給者証番号	訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	記記載市町村番号	...
991111	9900000001	-	-	2007.04.01	1:新規	991111	...
992222	9900000002	-	-	2007.04.01	1:新規	992222	...

## 【エラー原因】

存在しない受給者番号です。または請求明細書のサービス提供年月が障害程度区分認定有効期間外です。

## 【対処方法】

受給者番号が正しいか確認してください。またはサービス提供年月が受給者証の有効期間内か確認してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

**エラーコードEG13：資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。**

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(居宅介護、行動援護、車庫訪問介護、重症障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 991111 平成 22 年 4 月分  
助成目録番号 991111  
給付者証番号 9900000001  
支給決定障害者名 ヌルケケケ  
支給決定に係る障害者氏名  
利用者負担上乗月額 24,600 (就労継続支援A型受給者台帳登録済) 無  
指定事業所番号 9910011111  
管理事業所 事業所名称 A事業所 管理結果 1 管理結果 24,600  
サービス種別 2 2 生活介護 1 9 年 4 月 1 日 1 日 2 日 3 日 4 日 5 日 6 日 7 日 8 日 9 日 10 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 23 日 24 日 25 日 26 日 27 日 28 日 29 日 30 日 31 日  
サービス種別 3 2 生活介護 1 9 年 4 月 1 日 1 日 2 日 3 日 4 日 5 日 6 日 7 日 8 日 9 日 10 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 23 日 24 日 25 日 26 日 27 日 28 日 29 日 30 日 31 日  
サービス内容  
生活介護 1 6 322111 1,290 2.0 2,980  
生活事業運営安定化 229999 1.0 2.0 2,000  
生介移行時運営安定化 229691 1.0 2.0 2,000  
施設入所 1 6 322111 4.0 3.0 12,000  
施設入所移行時運営安定化 229691 1.0 3.0 2,000  
訂正年月日 訂正区分 証記載市町村番号 決定支給期間(開始年月日) 決定支給期間(終了年月日) ...  
- - 991111 2010.04.01 2013.03.31 ...  
介護給付費等明細書情報(契約情報)  
サービス提供年月 市町村番号 事業所番号 受給者証番号 決定サービスコード ...  
2010.04 991111 9940011111 9900000001 221000 ...

### 【エラー原因】

請求明細書のサービス提供年月が受給者台帳の支給決定サービスコードの有効期間外です。

### 【対処方法】

サービス提供年月が支給決定の有効期間内か確認してください。



# 3 通知文書取得

(2) 返戻理由が分かりません

エラーコードED02：資格：該当の請求情報は既に支払確定済です

例)サービス利用計画作成費請求書(点検で正常)の場合

サービス利用計画作成費 請求書 (確認リスト)

(請求先)  
A自立支援基A自立支援市A町  
1丁目10-10-101

平成22年 6月25日

事業所番号 9930011111

住所(所在地) A自立支援基A自立支援市A町1丁目10-2 自立支援センタービル1F

請求事業者  
電話番号 012-345-6789  
名称 A相談支援事業所  
職・氏名 部長 目立 太郎

A自立支援市

下記のとおり請求します。

請求 2 2 2 5 月 分

請求金額	区 分	種 別	地域区分	特 別 区
50,920				

請求明細番号	サービスコード	単位数	請求額
990000001	511211	1,000	10,720
5584664	サービスコード	単位数	請求額
990000002	511212	130	1,608
990000003	511213	1,450	15,544
990000004	511111	850	9,112

サービス利用計画作成費請求書(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	***
2010.04	991111	9930011111	9900000001	***
2010.06	991111	9930011111	9900000001	***

## 【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

## 【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。すでに処理された請求情報について修正を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから、請求情報を送信してください。市町村と過誤・再請求する月を調整してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEN21：資格：請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村の定める額」と一致していません

例) 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	99111	平成	24	年	4	月	日
受給者証番号	990000001	指定事業所番号	991001111				A事業所
支給決定障害者等氏名	受給 太郎	事業者及びその事業所の名称					
支給決定に係る障害者氏名		地域区分	一般地				
利用者負担上限月額①	9,300	就労継続支援A型減免対象者	無し				
利用者負担上限額		指定事業所番号					
管理事業所	事業所名称	管理結果					
サービス種別	開始年月日	終了年月日	利用日数	入居日数	外出日数		
24	平成 24 年 4 月 1 日	平成 年 月 日	日	日	日		

受給者台帳(基本)

市町村番号	受給者証番号	給付費等の額の特例情報				...
		市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)	
99111	990000001	2:有り	30,000	2012.04.01	2013.03.31	...

1割相当額と市町村が定める額のうち小さい方の額：11,912(円)

サービス種別	24	平成 24 年 4 月 1 日	平成 年 月 日	合計
給付日数	1,090		100	1,190
単位数	10,800		1,080	11,880
給費市額	119,124		1,080	120,204
1割相当額	11,912		0	11,912
利用者負担額	9,300		0	9,300
給付費	109,824		0	109,824
特別加算費			1,080	1,080
合計				

## 【エラー原因】

利用者負担額②の値が、請求額集計欄の1割相当額と異なる。

## 【対処方法】

利用者負担額②の値が、請求額集計欄の1割相当額と等しいことを確認してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEN24：資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません

例) 障害児通所給付費・入所給付費等明細書(点検で正常)の場合

障害児通所給付費・入所給付費等明細書(確認リスト)

申請年度等番号 991111 平成 20 年 10 月分  
助成自治体番号

受給者証番号 9900000001  
給付決定保護者名 受給 太郎  
給付決定に係る障害児氏名 受給 花子  
指定事業所番号 9950000001  
事業所及びその事業所の名称 A事業所  
地域区分 一般地

利用者負担上限月額 ① 37,200

利用者番号  
障害児支援受給者台帳(基本)

証記載 都道府県番号	受給者証番号	給付費等の額の特例情報					多子軽減 対象区分	...
		都道府県等が 定める額の 適用有無	都道府県等が 定める額	都道府県等が 定める額の 有効期間 (開始年月日)	都道府県等が 定める額の 有効期間 (終了年月日)	...		
991111	9900000001	2:有り	30,000	2014.04.01	2015.03.31	1:第2子軽減 対象児童	...	

① 割相当額と多子軽減後の額と都道府県等が定める額のうち最も小さい額：14,309(円)

サービス種別	サービスコード	サービス名	単位数	単価	金額	合計
給付単位数	25	737			25,737	25,737
単位取単価	11	20			220	26,937
給付単価	26	100			2,600	29,537
1割相当額	14	309			14,309	14,309
利用者負担額	14	309			14,309	14,309
給付費	271	899			271,899	271,899

### 【エラー原因】

利用者負担額②の値が、多子軽減後の額と異なる。

### 【対処方法】

利用者負担額②の値が、

①第2子軽減対象児童の場合は、  
総費用額×5/100(小数点以下切捨)

②第3子以降軽減対象児童の場合は、  
0円となっているか確認してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

**Q3** エラーコード P P 1 9 について教えてください。

**A3** 「P P 1 9 支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」については、請求明細書が何らかのエラーにより返戻となった場合、サービス実績記録票も返戻とするため、このエラーコードを使用します。正しく訂正した請求明細書とサービス実績記録票を再度提出して下さい。

---

**Q4** アルファベットの「S」から始まるエラーコードについて教えてください（例：S A 1 1）

**A4** 市町村にて設定されたコードになります。内容については該当の市町村にお問い合わせください。

# 4 代理人による請求

## (1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

**Q1** 代理請求は、どのような場合に利用するものですか

**A1** 代理請求とは、障害者総合支援、または介護保険における介護給付費等の請求事務を代理人が事業者に代わって行うことです。代理請求の主なパターンは以下の通りです。

No.	主なパターン
1	事業所から請求事務を委任された代理請求事業者等が請求を行う場合
2	複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店等が複数の事業所分の請求をまとめて行う場合
3	複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合
4	介護保険事業所と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の請求をまとめて行う場合

# 4 代理人による請求

## (1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

**Q2** 障害者総合支援とは別に介護保険でもインターネット請求を開始したいのですが、新たに電子証明書の発行が必要なのでしょうか

**A 2** 介護保険証明書を別に取得するパターンと、代理人として介護・障害共通証明書を取得するパターンとがあります。

No.	証明書利用区分	有効期間	発行手数料	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	障害者総合支援事業所、または代理人が、障害者総合支援の請求に使用する証明書
2	介護保険証明書	3年	13,200円	介護保険事業所、または代理人が、介護保険の請求に使用する証明書
3	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、障害者総合支援及び介護保険の請求に使用する証明書

※介護・障害共通証明書を取得する場合は、代理人電子請求受付システム操作マニュアルを参照ください

# 4 代理人による請求

(2) 代理人によるインターネット請求を開始したい

**介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください**

代理人でのインターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

## 介護電子請求ヘルプデスク

**【連絡先】** ☎0570-059-402 FAX 0570-059-422  
[mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp](mailto:mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp)

**【電子請求受付システムのアドレス】** <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「代理人情報/代理人証明書の申請はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。